

平成19年

第1回兵庫県後期高齢者
医療広域連合議会臨時会

会 議 録

平成19年3月29日

神戸市相楽園会館

平成19年第1回兵庫県後期高齢者医療広域連合議会臨時会
第1日（平成19年3月29日） 会議録

議事日程

平成19年3月29日午後2時開議

第1 仮議席の指定

第2 議長の選挙

追加議事日程

第3 副議長の選挙

第4 議席の指定

第5 会議録署名議員の指名

第6 会期の決定

第7 発議第1号 兵庫県後期高齢者医療広域連合議会会議規則制定の件

第8 発議第2号 兵庫県後期高齢者医療広域連合議会委員会条例制定の件

第9 発議第3号 兵庫県後期高齢者医療広域連合議会事務局設置条例制定の件

第10 発議第4号 兵庫県後期高齢者医療広域連合長専決処分事項指定の件

第11 同意第1号 兵庫県後期高齢者医療広域連合副広域連合長選任の件

第12 承認第1号 兵庫県後期高齢者医療広域連合公告式条例制定ほか5件につ
いての専決処分の件

第13 承認第2号 平成18年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計予算に
ついての専決処分の件

第14 承認第3号 兵庫県後期高齢者医療広域連合指定金融機関の指定について
の専決処分の件

第15 議案第1号 兵庫県後期高齢者医療広域連合議会定例会条例制定の件

- 第 1 6 議案第 2 号 兵庫県後期高齢者医療広域連合監査委員条例制定の件
- 第 1 7 議案第 3 号 兵庫県後期高齢者医療広域連合職員のサービスの宣誓に関する条例制定の件
- 第 1 8 議案第 4 号 兵庫県後期高齢者医療広域連合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例制定の件
- 第 1 9 議案第 5 号 兵庫県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間に関する条例制定の件
- 第 2 0 議案第 6 号 兵庫県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例制定の件
- 第 2 1 議案第 7 号 兵庫県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例制定の件
- 第 2 2 議案第 8 号 兵庫県後期高齢者医療広域連合の機関に出頭する者等の実費弁償に関する条例制定の件
- 第 2 3 議案第 9 号 兵庫県後期高齢者医療広域連合行政手続条例制定の件
- 第 2 4 議案第 1 0 号 兵庫県後期高齢者医療広域連合情報公開条例制定の件
- 第 2 5 議案第 1 1 号 兵庫県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例制定の件
- 第 2 6 議案第 1 2 号 兵庫県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例制定の件
- 第 2 7 議案第 1 3 号 兵庫県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例制定の件
- 第 2 8 議案第 1 4 号 兵庫県後期高齢者医療広域連合の財政状況の作成及び公表に関する条例制定の件
- 第 2 9 議案第 1 5 号 兵庫県後期高齢者医療広域連合長期継続契約に関する条例制定の件
- 第 3 0 議案第 1 6 号 平成 1 9 年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

- 第31 議案第17号 兵庫県後期高齢者医療広域連合広域計画作成の件
第32 議案第18号 兵庫県後期高齢者医療広域連合公平委員会の事務の委託の件
第33 同意第2号 兵庫県後期高齢者医療広域連合監査委員選任の件
第34 同意第3号 兵庫県後期高齢者医療広域連合監査委員選任の件
第35 兵庫県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員及び同補充員の選挙
第36 議会運営委員会委員の選任
-

本日会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（35名）

- | | |
|-----------|----------|
| 1番 梶本日出夫 | 3番 白井文 |
| 4番 東節 | 5番 山田知 |
| 6番 濱田知昭 | 7番 山中健 |
| 8番 石原熙勝 | 9番 谷口芳紀 |
| 10番 奥田清喜 | 11番 樽本庄一 |
| 12番 西田正則 | 13番 豆田正明 |
| 14番 來住壽一 | 15番 馬殿敏男 |
| 17番 岡恒雄 | 18番 水田賢一 |
| 19番 井上嘉之 | 20番 竹内英昭 |
| 23番 和田金男 | 24番 辻重五郎 |
| 25番 川野四朗 | 26番 井上英俊 |
| 27番 富岡篤太郎 | 28番 白谷敏明 |
| 29番 山本廣一 | 30番 西村悟 |
| 31番 東田耕造 | 32番 古谷博 |

(午後 2 時開会)

○事務局長 (寺田 裕) 本日は広域連合発足後、最初の議会でございますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第 107 条の規定により年長議員が臨時議長の職務を行うことになっております。

出席議員中、たつの市選出の西田議員が年長の議員でありますので、ご紹介申し上げます。

西田議員、議長席にご着席をお願いいたします。

○臨時議長 (西田正則) ただいまご紹介いただきました、西田でございます。地方自治法第 107 条の規定により議長が選挙されるまでの間、臨時に議長の職務を行います。何とぞよろしくお願い申し上げます。

座らせていただきます。

ただいまの出席議員は 33 名で、定足数に達しております。ただいまから、平成 19 年第 1 回兵庫県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を開会いたします。

この際、広域連合長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

矢田広域連合長。

○広域連合長 (矢田立郎) 本日は、広域連合議会の第 1 回臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては大変ご多忙の中、ご出席をいただきましたことに厚くお礼を申し上げます。

去る 2 月 8 日に、私は広域連合長に就任をいたしました。が、広域連合発足に当たり、その任に当たりますことに責任の重大さを痛感いたしておるところでございますが、今後、広域連合を構成いたします県下 29 市 12 町との連携をより密にいたしまして、後期高齢者医療制度の円滑な実施に努めてまいりたいと考えてございます。

議員各位におかれましては、何とぞご指導、ご鞭撻をいただきますようお願いを申し上げます。

本日は、広域連合が本格的な業務を開始するに当たりまして必要となります諸案件

をよろしくご審議賜りますよう何とぞお願い申し上げまして、簡単でございますがごあいさつとさせていただきます。どうかよろしくお願い申し上げます。（拍手）

○臨時議長（西田正則） これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

お諮りします。

議事の進行につきましては、広域連合議会会議規則がまだ制定されておられませんので、制定されるまでの間、今議会の発議第1号で提案されます兵庫県後期高齢者医療広域連合議会会議規則（案）により進行いたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○臨時議長（西田正則） ご異議なしと認めます。

それでは、さように決定いたしました。

最初に日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は臨時議長において、ただいまご着席のとおり指定いたします。

日程第2、議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については地方自治法第118条第2項の規定により指名推選で行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○臨時議長（西田正則） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名人の選任については、臨時議長において指名することにいたしたいと存じます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○臨時議長（西田正則） ご異議なしと認めます。

よって、指名人は臨時議長において指名することに決定いたしました。

指名人に6番、洲本市の濱田議員を指名します。

○6番（濱田知昭） 洲本市の濱田でございます。

議長に尼崎市の白井議員を指名したいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○臨時議長（西田正則） お諮りいたします。

ただいま指名のありました白井議員を議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○臨時議長（西田正則） ご異議なしと認めます。

よって、白井議員が議長に当選されました。

本席から当選の告知をし、議長就任のごあいさつをお願いいたします。

○議長（白井 文） ただいま皆様方のご推挙により議長の要職を担うことになりました、白井でございます。甚だ微力ではございますけれども、誠心誠意努めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

そして、改めて私が申し上げるまでもございませぬけれども、後期高齢者医療制度につきましては、保険料は一体幾らが妥当なのか、また、高齢者という特性に見合う診療報酬制度というふうに言われておりますけれども、その制度が一体どんなものになるのか、被保険者の意見をどのような形で聞き、どう生かしていくのかなど、それぞれの地域でさまざまなご議論が既にあったことだと思っております。そういった意味からも、この議会の果たす役割は非常に重いものがございます。きょうご参集の皆様方のお力、ご指導、ご協力のもと円滑な議事運営に努めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。（拍手）

○臨時議長（西田正則） ごあいさつを終わりました。

この際、議長と交代いたします。ご協力、まことにありがとうございました。（拍手）

○議長（白井 文） それでは早速ではございますが、これより以降の日程はお手元に配付しております追加議事日程に記載のとおりでございます。

次に、日程第3、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は地方自治法第118条第2項の規定により指名推選で行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（白井 文） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（白井 文） ご異議なしと認めます。

よって、議長において副議長に30番、猪名川町の西村議員を指名いたします。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（白井 文） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました西村議員が副議長に当選されました。

本席から当選の告知をし、副議長就任のごあいさつをお願いいたします。

○副議長（西村 悟） ただいま副議長に推挙されました、猪名川町の西村でございます。微力ではございますけれども、議長を補佐し、議会の円滑な運営に努めてまいりたいというふうに考えていますので、ひとつご指導をいただきますようよろしく

お願い申し上げます、簡単ですけれども、ごあいさつとさせていただきます。よろしく申し上げます。（拍手）

○議長（白井 文） 次に、日程第４、議席の指定を行います。

議席はただいまご着席のとおり指定いたします。

次に、日程第５、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、４番、明石市、東議員及び３６番、福崎町、橋本議員を指名いたします。

次に、日程第６、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日１日といたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（白井 文） ご異議なしと認めます。

よって、会期は１日と決定いたしました。

次に、日程第７、発議第１号「兵庫県後期高齢者医療広域連合議会会議規則制定の件」から日程第１０、発議第４号「兵庫県後期高齢者医療広域連合長専決処分事項制定の件」までの４件を一括議題といたします。

これより、提案趣旨をご説明申し上げます。

平成１９年第１回兵庫県後期高齢者医療広域連合議会臨時会議員提出議案（発議第１号から第４号）の１ページをお開きください。

発議第１号「兵庫県後期高齢者医療広域連合議会会議規則制定の件」でございます。本件は、地方自治法第１２０条の規定に基づき、兵庫県後期高齢者医療広域連合の会議の運営に関する手続き及び議会内部の規律等を定めようとするものでございます。

次に１２ページ、発議第２号「兵庫県後期高齢者医療広域連合議会委員会条例制定の件」でございます。本件は、地方自治法第１０９条の２、第１１０条、第１１１条の規定に基づき、当広域連合議会における委員会の組織及び運営に関する手続きを定

めようとするものでございます。

次に16ページ、発議第3号「兵庫県後期高齢者医療広域連合議会事務局設置条例制定の件」でございます。本件は、地方自治法第138条第2項の規定に基づき、当広域連合議会の庶務的事務の処理等のため、議会事務局を設置しようとするものでございます。

次に17ページ、発議第4号「兵庫県後期高齢者医療広域連合長専決処分事項指定の件」でございます。本件は、地方自治法第180条第1項に基づき、議会の権限に属する事項のうち、広域連合長において専決処分することができる事項を指定しようとするものでございます。

本件については発言の通告もありませんので、これよりお諮りいたします。

発議第1号から発議第4号議案、以上合計4議案を原案どおり決しますことにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(白井 文) ご異議なしと認めます。

よって、本件はいずれも原案のとおり可決されました。

次に、日程第11、同意第1号「兵庫県後期高齢者医療広域連合副広域連合長選任の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

矢田広域連合長。

○広域連合長(矢田立郎) ただいまご上程になりました、同意第1号「兵庫県後期高齢者医療広域連合副広域連合長選任の件」について、提案理由のご説明を申し上げます。

当臨時会提出議案(同意第1号から第3号)の1ページをお開きください。

本件は、広域連合規約第12条第4項の規定に基づき、副広域連合長として足立神河町長を選任いたしたいと存じますので、議会の同意を求める次第でございます。何

とぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（白井 文） 提案理由の説明が終わりました。

本件について発言の通告もありませんので、これよりお諮りいたします。

本件に同意することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（白井 文） ご異議なしと認めます。

よって、本件は同意することに決定いたしました。

この際、副広域連合長よりごあいさつがございます。

○副広域連合長（足立理秋） ただいま副広域連合長に就任いたしました、神河町長の足立でございます。

広域連合長を補佐いたしまして、後期高齢者医療制度の円滑な実施に努めてまいり所存でございます。議員の皆さん方にどうぞご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。就任のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございます。

（拍手）

○議長（白井 文） 次に、日程第12、承認第1号「兵庫県後期高齢者医療広域連合公告式条例ほか5件についての専決処分の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

寺田事務局長。

○事務局長（寺田 裕） ただいまご上程になりました、承認第1号「兵庫県後期高齢者医療広域連合公告式条例ほか5件についての専決処分の件」について、提案理由のご説明を申し上げます。

臨時会の提出議案（承認第1号から第3号、議案第1号から第18号）の1ページをお開きください。

本件は、2月1日の広域連合設立に伴い、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をいたしました条例6件を、同条第3項の規定に基づき、ご承認をお

願いするものでございます。

2 ページをお開きください。

兵庫県後期高齢者医療広域連合公告式条例制定の件は、地方自治法第16条第4項及び第5項の規定に基づく公告式及びその他公示すべきものの公表について必要な事項を定めてございます。

3 ページ、兵庫県後期高齢者医療広域連合の事務所の位置を定める条例制定の件は、広域連合規約第6条の規定に基づき、広域連合の事務所の位置を神戸市中央区三宮町1丁目9番1号と定めてございます。

4 ページをお開きください。

兵庫県後期高齢者医療広域連合事務局設置条例制定の件は、地方自治法第158条第1項の規定に基づき、広域連合の事務局を設置することについて定めてございます。

5 ページ、兵庫県後期高齢者医療広域連合職員定数条例制定の件は、地方自治法第138条第6項、第172条第3項、第191条第2項及び第200条第6項の規定に基づき、広域連合長、議会、選挙管理委員会及び監査委員の事務部局に勤務する職員の定数について定めてございます。

6 ページをお開きください。

兵庫県後期高齢者医療広域連合の休日を定める条例制定の件は、地方自治法第4条の2第1項の規定に基づき、広域連合の休日について定めてございます。

7 ページ、兵庫県後期高齢者医療広域連合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例制定の件は、地方自治法第203条の規定に基づき、広域連合の特別職の職員の報酬及び費用弁償の額を定めてございます。報酬及び費用弁償の額は8ページ別表のとおりでございます。

以上、承認第1号についてご説明申し上げました。何とぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（白井 文） 提案理由の説明が終わりました。

本件について発言の通告はありませんが、特にご発言はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(白井 文) 発言なしと認めます。

これより、お諮りいたします。

承認第1号を原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(白井 文) ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり承認されました。

次に、日程第13、承認第2号「平成18年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計予算についての専決処分の件」及び日程第14、承認第3号「兵庫県後期高齢者医療広域連合指定金融機関の指定についての専決処分の件」の2議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

寺田事務局長。

○事務局長(寺田 裕) ただいまご上程になりました承認第2号及び承認第3号の2議案につきまして、一括提案理由のご説明を申し上げます。いずれも2月1日の広域連合設立に伴い、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をいたしましたのもので、同条第3項の規定に基づき、ご承認をお願いするものでございます。

9ページをお開きください。

まず、承認第2号「平成18年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計予算についての専決処分の件」でございます。

本件は、2月1日の広域連合設立に伴い、必要な予算を専決処分したものでございます。

10ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算の総額は、それぞれ137万8,000円でございます。歳入予算の第1款諸収入、第1項雑入137万8,000円、これは広域連合設立準備委員会からの負担金でございます。歳出予算は第1款議会費、第1項議会費127万8,000円、第1回広域連合議会臨時会の開催に要する経費と、第2款予備費、第1項予備費の10万円でございます。

次に、11ページ、承認第3号「兵庫県後期高齢者医療広域連合指定金融機関の指定についての専決処分の件」でございます。本件は、地方自治法第235条第2項及び同施行令第168条第2項の規定に基づき、株式会社三井住友銀行を指定金融機関として指定したものでございます。

以上、承認第2号及び承認第3号につきまして、ご説明申し上げました。何とぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（白井 文） 提案理由の説明が終わりました。

本件について発言の通告はありませんが、特にご発言はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（白井 文） 発言なしと認めます。

これよりお諮りいたします。

承認第2号及び承認第3号を原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（白井 文） ご異議なしと認めます。

よって、本件はいずれも原案のとおり承認されました。

次に、日程第15、議案第1号「兵庫県後期高齢者医療広域連合議会定例会条例制定の件」から日程第29、議案第15号「兵庫県後期高齢者医療広域連合長期継続契約に関する条例制定の件」までの15議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

寺田事務局長。

○事務局長（寺田 裕） ただいまご上程になりました、議案第1号から議案第15号までの15議案につきまして、一括提案理由のご説明を申し上げます。

12ページをお開きください。

議案第1号「兵庫県後期高齢者医療広域連合議会定例会条例制定の件」でございます。本件は、地方自治法第102条第2項の規定に基づき、広域連合議会の定例会の回数を年2回と定めようとするものでございます。

次に、13ページ、議案第2号「兵庫県後期高齢者医療広域連合監査委員条例制定の件」でございます。本件は、地方自治法第200条第2項及び第6項並びに第202条の規定に基づき、広域連合の監査委員について事務局の設置、監査の執行、監査の公表等、必要な事項を定めようとするものでございます。

14ページをお開きください。

議案第3号「兵庫県後期高齢者医療広域連合職員のサービスの宣誓に関する条例制定の件」でございます。本件は、地方公務員法第31条の規定に基づき、職員のサービスの宣誓について必要な事項を定めようとするものでございます。

16ページをお開きください。

議案第4号「兵庫県後期高齢者医療広域連合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例制定の件」でございます。本件は、地方公務員法第35条の規定に基づき、職員の職務に専念する義務の特例について必要な事項を定めようとするものでございます。

17ページ、議案第5号「兵庫県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間に関する条例制定の件」でございます。本件は、地方公務員法第24条第6項の規定に基づき、職員の勤務時間について必要な事項を定めようとするものでございます。

18ページをお開きください。

議案第6号「兵庫県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例制定の件」でございます。本件は、地方自治法第204条第3項の規定に基づき、公務のために

旅行する職員等に支給する旅費について必要な事項を定めようとするものでございます。

23 ページをお開きください。

議案第7号「兵庫県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例制定の件」でございます。本件は、地方公務員災害補償法第69条及び第70条の規定に基づき、議会の議員その他非常勤の職員に対する公務上の災害、または通勤による災害に対する補償に関し、必要な事項を定めようとするものでございます。

36 ページをお開きください。

議案第8号「兵庫県後期高齢者医療広域連合の機関に出頭する者等の実費弁償に関する条例制定の件」でございます。本件は、地方自治法及び公職選挙法の規定に基づき、広域連合の機関の招請等により出頭し、または参加した関係人、参考人等の実費弁償について定めようとするものでございます。

37 ページ、議案第9号「兵庫県後期高齢者医療広域連合行政手続条例制定の件」でございます。本件は、行政手続法第46条の規定の趣旨にのっとり、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、住民の権利利益の保護に資するため、処分、行政指導及び届け出に関する手続きに関し、共通する事項を定めようとするものでございます。

46 ページをお開きください。

議案第10号「兵庫県後期高齢者医療広域連合情報公開条例制定の件」でございます。本件は、住民の知る権利を尊重し、広域連合が保有する公文書の公開を請求する権利を明らかにするとともに、情報公開に関し、公開請求の手続き、公文書の公開義務、不服申し立て等、必要な事項を定めようとするものでございます。

53 ページをお開きください。

議案第11号「兵庫県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例制定の件」ござ

います。本件は、広域連合が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を明らかにするとともに、個人情報の適正な取り扱いについて、個人情報取扱事務の届け出、収集の制限、利用及び提供の制限、適正な維持管理、開示請求の手続き、訂正請求の手続き、利用停止の手続き、不服申し立て等、必要な事項を定めようとするものでございます。

64ページをお開きください。

議案第12号「兵庫県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例制定の件」でございます。本件は、議案第10号、情報公開条例に基づく情報公開制度及び議案第11号、個人情報保護条例に基づく個人情報保護制度の公平かつ適正な運営のため、審査会を設置しようとするものでございます。

67ページをお開きください。

議案第13号「兵庫県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例制定の件」でございます。本件は、地方公務員法第58条の2の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し、必要な事項を定めようとするものでございます。

68ページをお開きください。

議案第14号「兵庫県後期高齢者医療広域連合の財政状況の作成及び公表に関する条例制定の件」でございます。本件は、地方自治法第243条の3第1項の規定に基づき、財政状況の作成及び公表に関し、必要な事項を定めようとするものでございます。

70ページをお開きください。

議案第15号「兵庫県後期高齢者医療広域連合長期継続契約に関する条例制定の件」でございます。本件は、地方自治法第234条の3に規定する地方自治法施行令第167条の17の規定に基づき、長期継続契約に関し、必要な事項を定めようとするものでございます。

以上、議案第1号から議案第15号まで一括ご説明申し上げました。何とぞよろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（白井 文） 提案理由の説明は終わりました。

本件につきまして発言の通告はありませんが、特にご発言はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（白井 文） 発言なしと認めます。

これより、お諮りいたします。

議案第1号から議案第15号、以上15議案を原案どおり決しましてご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（白井 文） ご異議なしと認めます。

よって、本件はいずれも原案のとおり可決されました。

次に、日程第30、議案第16号「平成19年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

寺田事務局長。

○事務局長（寺田 裕） ただいまご上程されました、議案第16号「平成19年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」について、提案理由の説明を申し上げます。

71ページをお開きください。

本件は、後期高齢者医療制度の施行に向けて、広域連合が平成19年度に行う準備業務に必要な予算を定めようとするものでございます。歳入歳出予算の総額は、それぞれ12億300万円でございます。

72ページをお開きください。

歳入予算でございますが、第1款分担金及び負担金、第1項負担金は、各市町から

の共通経費負担金 11 億 9,299 万 8,000 円、第 2 款国庫支出金、第 1 項国庫補助金 1,000 万円、第 3 款諸収入、第 1 項預金利子及び第 2 項雑入は、それぞれ 1,000 円でございます。

次に、歳出予算でございますが、第 1 款議会費、第 1 項議会費は、広域連合議会の開催経費 464 万 2,000 円、第 2 款総務費、第 1 項総務管理費は、平成 20 年 4 月からの後期高齢者医療制度施行に向けた準備経費 11 億 9,282 万 8,000 円、第 2 項選挙費は、14 万 5,000 円、第 3 項監査委員費は、38 万 5,000 円でございます。また、第 3 款予備費は、500 万円でございます。

恐れ入りますが、別冊にございます平成 19 年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出予算事項別明細書の 4 ページをごらんください。

第 2 款総務費、第 1 項総務管理費、第 1 目一般管理費 11 億 9,282 万 8,000 円の主な内容をご説明申し上げます。第 1 1 節 6,850 万円は広報用印刷製本費等でございます。第 1 2 節 6,650 万円は広域イーサネット回線運用経費等でございます。第 1 3 節 6 億 8,160 万円は広域連合電算処理システム構築業務委託料等でございます。第 1 9 節 3 億 800 万円は、事務局派遣職員給与等負担金でございます。

以上、議案第 16 号「平成 19 年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」について、ご説明申し上げました。何とぞよろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（白井 文） 提案理由の説明が終わりました。

本件につきまして発言の通告はありませんが、特にご発言はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（白井 文） 発言なしと認めます。

これより、お諮りいたします。

議案第 16 号は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(白井 文) ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第31、議案第17号「兵庫県後期高齢者医療広域連合広域計画作成の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

寺田事務局長。

○事務局長(寺田 裕) ただいまご上程されました、議案第17号「兵庫県後期高齢者医療広域連合広域計画作成の件」について、提案理由のご説明を申し上げます。

73ページをお開きください。

本件は、地方自治法第291条の7第1項の規定に基づき、広域事務を総合的かつ計画的に行うため、広域連合及び広域連合を組織する県内全市町が相互に役割分担を行い、連絡調整を図りながら処理する事項として、広域連合及び関係市町が行う事務並びに広域計画の期間について定めようとするものでございます。広域連合及び関係市町が行う事務は、平成19年度は準備業務、平成20年度以降は被保険者資格管理に関する事、保険給付に関する事、保険料の賦課及び徴収に関する事、保健事業に関する事等でございます。広域計画の期間は平成19年度から6年間、ただし広域連合長が必要と認めたときは随時改定を行うとしております。

以上、議案第17号「兵庫県後期高齢者医療広域連合広域計画作成の件」について、ご説明申し上げます。何とぞよろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長(白井 文) 提案理由の説明が終わりました。

本件につきまして発言の通告はありませんが、特にご発言はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(白井 文) 発言なしと認めます。

これより、お諮りいたします。

議案第17号は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(白井 文) ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第32、議案第18号「兵庫県後期高齢者医療広域連合公平委員会の事務の委託の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

寺田事務局長。

○事務局長(寺田 裕) ただいまご上程になりました、議案第18号「兵庫県後期高齢者医療広域連合公平委員会の事務の委託の件」について、提案理由のご説明を申し上げます。

75ページをお開きください。

本件は、公平委員会の事務の公正な執行を確保するとともに、組織の能率化を図るため、地方公務員法第7条第4項及び地方自治法第252条の14第1項の規定に基づき、公平委員会の事務を神戸市の人事委員会に委託するにあたり、神戸市と協議する規約を定めようとするものでございます。

以上、ご説明申し上げます。何とぞよろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長(白井 文) 提案理由の説明が終わりました。

本件につきまして発言の通告はありませんが、特にご発言はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(白井 文) 発言なしと認めます。

これより、お諮りいたします。

議案第18号は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(白井 文) ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第 3 3、同意第 2 号「兵庫県後期高齢者医療広域連合監査委員選任の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

矢田広域連合長。

○広域連合長（矢田立郎）　ただいまご上程になりました、同意第 2 号「兵庫県後期高齢者医療広域連合監査委員選任の件」について、提案理由のご説明を申し上げます。

平成 1 9 年第 1 回兵庫県後期高齢者医療広域連合議会臨時会提出議案（同意第 1 号から第 3 号）の 2 ページをお開きください。

本件は、広域連合規約第 1 6 条第 2 項の規定に基づき、広域連合監査委員のうち識見を有する者として、神戸市代表監査委員の近谷衛一氏を選任いたしたいと存じますので、議会の同意を求める次第でございます。何とぞよろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（白井　文）　提案理由の説明が終わりました。

本件について発言の通告もありませんので、これよりお諮りいたします。

本件に同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（白井　文）　ご異議なしと認めます。

よって、本件は同意することに決定いたしました。

次に、日程第 3 4、同意第 3 号「兵庫県後期高齢者医療広域連合監査委員選任の件」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

矢田広域連合長。

○広域連合長（矢田立郎）　ただいまご上程されました、同意第 3 号「兵庫県後期高齢者医療広域連合監査委員選任の件」について、提案理由のご説明を申し上げます。

臨時会提出議案（同意第1号から第3号）の3ページをお開きください。

本件は、広域連合規約第16条第2項の規定に基づき、広域連合監査委員のうち、広域連合議員のうちから選任する者として、姫路市、嵯峨議員を選任いたしたいと存じますので、議会の同意を求める次第でございます。何とぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（白井 文） 提案理由の説明が終わりました。

本件について発言の通告もありませんので、これよりお諮りいたします。

本件に同意することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（白井 文） ご異議なしと認めます。

よって、本件は同意することに決定いたしました。

次に、日程第35、兵庫県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員及び同補充員の選挙を議題といたします。まず、選挙管理委員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選で行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（白井 文） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（白井 文） ご異議なしと認めます。

よって、議長において姫路市選挙管理委員の長澤芳郎氏、井川進善氏、榎本正光氏、

宮崎禎章氏、以上4名を指名いたします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(白井 文) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました姫路市選挙管理委員の長澤芳郎氏、井川進善氏、榎本正光氏、宮崎禎章氏、以上4名が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選で行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(白井 文) ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については議長において指名することといたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(白井 文) ご異議なしと認めます。

よって、議長において姫路市選挙管理委員補充員の福田佳之助氏、砂田里樹氏、梅沢英毅氏、山田敏夫氏、以上4名の方を指名し、補充の順位は、ただいま指名いたしました順序によることといたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(白井 文) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました、姫路市選挙管理委員補充員の福田佳之助氏、砂田里樹氏、梅沢英毅氏、山田敏夫氏、以上4名が選挙管理委員補充員に当選され、補充の順位はただいま指名いたしました順序によることに決定いたしました。

次に、日程第36、議会運営委員会委員の選任を議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第3条の規定により、1番、神戸市、梶本議員、4番、明石市、東議員、5番、西宮市、山田議員、9番、相生市、谷口議員、36番、福崎町、橋本議員、以上5名を指名いたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(白井 文) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました5人の議員を、議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

本臨時会に上程されました案件は、すべて終了いたしました。

議員各位におかれましては、終始ご熱心にご審議賜り、また議事進行にご協力いただきまして、厚くお礼申し上げます。

それでは、広域連合長よりごあいさつがあります。

矢田広域連合長。

○広域連合長(矢田立郎) 本日、臨時会におきましてご提案を申し上げました議案等につきまして、きょうは大変お忙しい中ご出席をいただきまして、ご審議をいただきました。心からお礼を申し上げたいと思います。

また、いずれもご賛同をいただきましたことに対しまして、厚くお礼を申し上げる次第でございます。今後一層のご指導、ご鞭撻をお願い申し上げまして、まことに簡単でございますが、ごあいさつにさせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

○議長(白井 文) それではこれもちまして、平成19年第1回兵庫県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を閉会いたします。

皆様、どうもありがとうございました。(拍手)

(午後 2 時 4 5 分閉会)

地方自治法第123条第2項により署名する。

臨時議長 西 田 正 則

議 長 白 井 文

署名議員 東 節

署名議員 橋 本 省 三